

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る管理体制（検討課題３）
- 「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提示された条件及びその具体化のための要検討事項（案） -
（第３次改訂後（平成１５年２月６日版））

この資料において「胚」とは、夫婦が自己の胚移植の為に自己の精子・卵子を使用して得た胚でないことが文脈上明らかである場合を除き、「夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したもの」のことを言う。

１ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容

（１）情報の管理業務について

１）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。（p 33）

（要検討事項）

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書をどのように保存するか？

- 精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書については、当該提供によって子が生まれた場合、又は、子が生まれたかどうか確認できない場合、実施医療施設が５年間、公的管理運営機関が８０年間それぞれ保存する。

２）提供者（及びその配偶者）の同意書の保存

（要検討事項）

精子・卵子・胚の提供者の同意書をどのように保存するか？

- 精子・卵子・胚の提供者の同意書については、当該提供によって子が生まれた場合、又は、子が生まれたかどうか確認できない場合、提供医療機関及び実施医療施設が５年間、公的管理運営機関が８０年間それぞれ保存する。

３）精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する個人情報の保存

（要検討事項）

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供を受ける人についてどのような種類の個人情報を保存するか？

- 公的管理運営機関が保存する精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供を受ける人と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報

精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する医学的情報、具体的には、不妊検査の結果や使用した薬剤、子宮に戻した胚の数及び形態など

当該提供によって子が生まれた場合、又は、子が生まれたかどうか確認できない場合、上記情報の保存期間は８０年とする。

４）精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存

- 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。（p 41）

（要検討事項）

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供者についてどのような種類の個人情報を保存するか？

- 公的管理運営機関が保存する精子・卵子・胚の提供者に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供者と確実に連絡を

取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報

精子・卵子・胚の提供により生まれる子が出自を知る権利を行使するための情報

(←具体的な内容は、検討課題1のふた回り目の検討の際に併せて検討してはどうか)

精子・卵子・胚の提供者に関する医学的な情報、具体的には、血液型、精子・卵子・胚に関する数・形態及び機能等の検査結果、感染症の検査結果、遺伝性疾患のチェック(問診)の結果 など

当該提供によって子が生まれた場合、又は、子が生まれたかどうか確認できない場合、上記情報の保存期間は80年とする。

(検討課題1第10次改訂資料p21)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

→

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した人を特定できる個人情報を含む)を開示する。

(案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

5) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する個人情報の保存

(要検討事項)

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供により生まれた子についてどのような種類の個人情報を保存するか？

- 公的管理運営機関が保存する精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供により生まれた子を同定できる情報
生まれた子が将来近親婚を防ぐことができるよう、当該子の遺伝上の親（提供者）を同定できる情報
生まれた子に関する医学的情報、具体的には、出生時体重や、遺伝性疾患の有無、出生直後の健康状態、その後の発育状況 など

上記情報の保存期間は 80 年とする。

6) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子からの開示請求（出自を知る権利）に対する対応（p 48）

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができる。
- 当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できる。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができる。
- 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の開示により、当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子と当該精子・卵子・胚を提供した人が受ける影響を事前に予測することは困難であり、開示した後ではいかようにも取り返しがつかない事態を招くおそれがあることから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人が自己の個人情報を開示することを承認する範囲を決定し、又は当該生殖補助医療により生まれた子とその子に係る精子・卵子・胚を提供した人の個人情報を知ることが希望する範囲を決定するに際しては、当該個人情報を開示すること又は知ることに伴い、それぞれに及ぶことが予想される影響についての十分な説明・カウンセリングが行われることが必要である。（p 50）

（要検討事項）

開示請求をできるのはどのような者か？

（案）非配偶者間の生殖補助医療により生まれた者及び自分が非配偶者間の生